



# 豊岡市いじめ防止基本方針

豊岡市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
I いじめの防止等に関する基本理念	2
II いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめについての基本的な認識	2
3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向	2
III いじめ防止等に関する豊岡市と学校の取組	4
1 推進体制	4
2 未然防止	5
3 早期発見	7
4 早期対応	9
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	10
6 家庭や地域との連携	11
7 関係機関との連携	11
IV 重大事態への対処	12
1 教育委員会及び学校による調査	12
2 重大事態の発生及び調査結果の報告	14
3 調査結果を踏まえた措置	14
V いじめの防止等の検証及び見直し	14
1 学校評価・教員評価の留意点	14
2 豊岡市いじめ防止基本方針の見直し	14

## はじめに

いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わるいじめの問題が深刻な課題となっている。家庭や地域においても少子化、高齢化、核家族化が進展し、価値観の多様化等とも相まって、子ども同士で学びあい、ふるさとを体験できる機会が減少し、教育的機能が低下しているという指摘もある。学校をはじめ、家庭・地域を含めて、それぞれの役割分担や取組を維持することが困難になり、いじめ・不登校等の問題行動をはじめ、基本的な生活習慣の未定着、さらに、安全確保などの課題が生じてきている。

兵庫県では、先の阪神・淡路大震災から学んだ思いやりや助け合いなどの教訓を生かし、教育の創造的復興に取り組んできた。平成9年には「心の教育緊急会議」の提言を受け、命の大切さを学ぶなど心の教育の充実にむけ、兵庫県体験教育等による学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、カウンセラーの充実、教職員のカウンセリングマインドの向上等に努めてきた。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、学校、家庭、地域は互いに連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

豊岡市においても、特にいじめ問題については、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、人として決して許される行為ではない。」との認識のもと、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、継続して、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応をいう。）の対策に取り組んできた。

この豊岡市いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」（平成25年法律第71号）の施行を受けて策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定）、及び「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成29年3月改定）を参酌し、豊岡市におけるいじめ問題への対策・対応を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である。

市・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服し、「豊岡のこどもは豊岡で育てる」、「家庭でしつけ、学校で学び、地域で育てる」ことを基本に、関係者が適切な役割分担と目標を共有しながら、「ふるさと豊岡を愛し 夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」を推進する。

## I いじめの防止等に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## II いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

### 2 いじめについての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### 3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けては、豊岡市教育委員会が市長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一体となって取り組んでいく。

また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童生徒一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な方向を、「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめの問題への理解」の4点とする。

**(1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。～個の成長～**

(学校) 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動やインターネット、携帯電話、スマートフォン等の使用のルールづくり等について自分たちで考え実行する。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 子どもの個性を尊重し、得意分野を伸ばし主体的な生き方を身につけさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の子どもは地域で守り育てるなど地域の教育支援機能を活性化する。

**(2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～**

(学校) 教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。

(地域) 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

**(3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～**

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、いじめが疑われる情報があった場合にはその情報を共有し、速やかに対応する。また、家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

**(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。～いじめの問題への理解～**

(学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

### Ⅲ いじめ防止等に関する豊岡市と学校の取組

#### 1 推進体制

##### (1) 豊岡市青少年問題協議会

豊岡市では、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「青少年問題協議会」において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等について協議を行う。

【法第14条第1項】

##### (2) 豊岡市いじめ防止対策委員会（教育委員会の附属機関）の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として「豊岡市いじめ防止対策委員会」を条例により設置する。

【法第14条第3項】

###### ① 附属機関の構成員

民生児童委員・医師・豊岡こども家庭センター職員・スクールカウンセラー・小学校長代表・中学校長代表・豊岡市PTA連合会代表・学識経験者等

###### ② 附属機関の機能

教育委員会の諮問に応じ、豊岡市いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための審議をする。

##### (3) 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催

各学校と関係機関との連携、協議を行い、いじめ等問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の取組の充実を図るため、豊岡市いじめ対応ネットワーク会議を開催する。

##### (4) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国及び県、豊岡市のいじめ防止基本方針を参考とし、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。また、ホームページ等で公開し、家庭・地域に理解を得る。

「学校いじめ防止基本方針」の改定にあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

さらに、必要に応じて、保護者や学校評議員会等の学校関係者が取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

##### (5) いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム）の設置

各学校において、いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取組む組織的な対応が重要であり、その中核となるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。

【法第22条】

###### ① いじめ防止等対策のための組織（いじめ対応チーム）の構成員

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等  
必要により外部人材（弁護士や警察官経験者等）を組織に組み入れる。

- ② いじめ防止等対策のための組織（いじめ対応チーム）の機能
- ア) 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
  - イ) いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
  - ウ) いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
  - エ) いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
  - オ) いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応
  - カ) いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
  - キ) いじめの対応に関する校内研修等の企画
  - ク) いじめ防止等についてP D C Aサイクルによる検証・改善等

## 2 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。さらに、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、全ての児童生徒が参加する授業づくりも未然防止の観点から重要である。

### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむために家庭や地域の積極的な協力を得るとともに、多様な生活体験、社会体験、自然体験を通して、人間としてのあり方や生き方の指導を充実する。

#### ① 個性や可能性を伸長する授業の充実

児童生徒の能力・適性や興味・関心、進路希望等に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて、個性や可能性の伸長を図る。

#### ② 豊かな心をはぐくむ読書活動の推進

豊かな心をはぐくむために読書活動を推進する。また、市立図書館や分館、学校図書館ボランティアとの連携を推進し、読書環境の整備と充実を図る。

#### ③ 「心の教育」を充実するための体験活動の推進

地域の「ひと」「もの」「こと」とふれあう自然体験や社会体験を通して、命を大切にすする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実をめざした体験活動を積極的に推進する。

#### ④ 心に響く道徳教育の充実

子どもたちが内面的な自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていくために、道徳の時間の一層の充実を図るとともに、すべての教育活動を通し、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや態度の育成に努める。

**⑤ 人権教育・多文化共生教育の充実**

兵庫県の「人権教育基本方針」に基づき、すべての子どもたちが様々な体験活動や交流を通して、人権意識の高揚を図り、「共に生きる社会」の構築に向け主体的に取り組む意欲や態度をはぐくむ。

**⑥ ふるさと教育の推進**

子どもたちが将来にわたり、ふるさと豊岡を思い、思いつづけ、豊岡を支える力となるために、ふるさとの自然、文化、歴史、人々から体験を通して学ぶことで絆を深め、地域を誇りに思い、「ふるさと豊岡」を自分の言葉で語ることのできる子どもを育てる。

**(2) いじめに対する正しい理解**

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が当事者の立場に立って共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

**(3) 児童生徒の主体的な活動の推進**

学級活動、児童会・生徒会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するルールをつくる活動など、児童生徒が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

**(4) 教職員の対応能力向上に向けた研修**

「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）等を活用した校内研修をはじめ、民間企業等における社会体験研修、カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修、初任者研修、管理職研修などにより、教職員の共通理解といじめに対する対応能力の向上を図るとともに、豊かな見識と幅広い視野を持った指導者としての力量を高める。

**(5) いじめに関する調査研究等の実施**

いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全市的な状況を調査する。また、国や都道府県の調査研究結果をいじめの防止等の対策に活用する。

**(6) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保**

教職員が子どもたちにきちんと向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備をする。



### (7) 地域や家庭、関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、豊岡こども家庭センター、医療機関、福祉事務所）との適切な連携が必要である。平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

## 3 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起り得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

### (1) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築するとともに、個々の状況や実態を把握し、情報を教職員間で共有する。

### (2) 相談しやすい環境づくり

児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。

訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。周囲の児童生徒の訴えについては、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。

保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し、対応する。

なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の保護の取扱いについては明確にしておく。

### (3) 教育相談体制の充実

兵庫県と連携した教育相談窓口を開設し、いじめや不登校、友人関係、進路関係などで悩んでいる子どもや保護者からいじめを訴えやすい体制を整備する。また、域内の関係各者にそれらの教育相談窓口の周知を図る。

【主な相談窓口一覧】

豊岡市	豊岡市教育相談室	0796-22-5110	9:00～17:00（月～金） ※祝日・12/28～1/3は休
	豊岡市こども支援センター	0796-24-8303	
	豊岡市青少年センター	0120-01-7867	
兵庫県	ひょうごっ子悩み相談センター （24時間ホットライン）	0120-783-111 0120-0-78310	電話相談：24時間対応 面接相談：予約 月～金の9:00～17:00 ※祝日・12/28～1/3は休
	ひょうごっ子悩み相談センター （分室）	0796-24-1520	月～金の9:00～17:00 ※祝日・12/28～1/3は休
	ひょうごっ子 「ネットいじめ情報」相談窓口	06-4868-3395	月～土の14:00～19:00 ※祝日・12/28～1/3は休
	ヤングトーク（県警少年相談室）	0120-786-109	
	いのちの電話	078-371-4343 079-222-4343	
	ほっとらいん相談（青少年本部）	078-977-7555	
	ひょうご地域安全SOSキャッチ 電話相談（企画県民部地域安全課）	078-341-1324	
	子どもの人権110番 （神戸地方法務局）	0120-007-110	
子どもの悩みごと相談 （兵庫県弁護士会法律相談）	078-341-8227		

(4) 早期発見のための調査等

児童生徒と教職員の良好な関係を築くとともに、定期的なアンケート調査や教育相談、心理検査等の実施により、いじめの早期発見の体制を整える。

① 毎月、無記名による「いじめアンケート」の実施

ア) アンケート調査等において児童生徒が出したSOSや情報に対して迅速に対応する。

イ) 記述内容、対応結果をまとめた「アンケート記録」を作成する。

ウ) 児童生徒の生活に関する資料として保存し、指導等に活かす。

保存期限は、アンケート原本は中学卒業まで、アンケート記録は中学卒業後5年とする。

② 「子どもの心を理解する強化月間」の取組（5月・9月・2月）

③ 心理検査（アセス等）の年2回以上の実施と活用

④ 「引継ぎ連携システム」に基づく保・幼・小・中の有機的な連携の推進

⑤ スクールカウンセラーと連携した教育相談の充実

(5) 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の

関係団体との連携促進など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ① P T Aにおける小中連携の推進、及び学校・家庭・地域の連携強化
- ② 子どもと心でつながる市民運動の推進協議会の推進

#### 4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

##### (1) いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。指導に当たっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

この際、加害・被害だけでなく、いじめを助長する児童生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう児童生徒を含め、いじめの事案に関わった全ての児童生徒に深くかかわり、人間的成長につながる指導を行う。

また、いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

##### (2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、一定期間の見守りや支援を行い、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

##### (3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

#### (4) 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

#### (5) 学校との情報共有や指導助言等

教育委員会は、学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行うとともに、いじめが発生した場合は、直ちに学校より報告を受ける。また、深刻ないじめの場合、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導して早期解決を図る。

また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について弾力的に対応する。

#### (6) 問題解決に向けた専門家の派遣要請

学校支援チーム（教員・警察官経験者、スクールソーシャルワーカー、精神科医）、県教育委員会指導主事等の派遣、弁護士等からなる教育事務所「教育相談窓口」等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を受ける。さらに必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

また、スクールカウンセラー・スーパーバイザーによるスクールカウンセラーに対する助言や重大事件発生時の心のケアに係る支援活動を要請し、問題解決にあたる。

### 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、インターネットの正しい利用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上を図る。また、警察等関係機関と連携した情報モラル研修会を全小中学校で実施し、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者への啓発に努める。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

[青少年インターネット環境整備法]

- ・ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。(第6条)
- ・ 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。(第6条)

[兵庫県青少年愛護条例]

- ・ 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。(第24条の2)
- ・ 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提出しなければならない。(第24条の4)

## 6 家庭や地域との連携

### (1) 家庭や地域への啓発

学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

### (2) 家庭や地域からの協力

青少年育成会議、連合PTA、単位PTA、学校評議員、学校支援地域本部などとの連携により、家庭・地域の理解、教育活動への協力・支援の取組を進め、地域ネットワークづくりを行う。

## 7 関係機関との連携

定期的に学校警察連絡会議（豊岡市いじめ対応ネットワーク会議）を開催し、学校や地域の状況の情報交換を行う。なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に所轄警察署に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報する。

また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、関係課・豊岡こども家庭センター、民生委員・児童委員等との連携を図る。

#### IV 重大事態への対処

##### 1 教育委員会及び学校による調査

教育委員会と学校が、しっかりと事実に向き合うことで、次に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

##### (1) 重大事態の意味

【第28条第1項】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- \*児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

##### (2) 重大事態の調査

##### ① 調査主体

重大事態の調査は、学校又は教育委員会が主体となる。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。学校が調査主体となる場合も、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

##### ② 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、専門知識を有する委員を委嘱し、第三者機関として「豊岡市いじめ調査委員会」を設置し、調査に当たる。

##### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的

とするものでなく、学校と教育委員会がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、学校又は教育委員会は調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行う。

この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

さらに、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

#### イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

#### ウ) 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際も目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性などがあることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等そ

の他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

この際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

## 2 重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、教育委員会は市長へ報告する。

調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## 3 調査結果を踏まえた措置

調査結果の報告を受けた市長は、調査結果をふまえ重大事態への対処又は同種の事態の防止のために教育委員会と必要な措置について協議する。

# V いじめの防止等の検証及び見直し

## 1 学校評価・教員評価の留意点

いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、その取組の検証改善に取り組むよう留意する。

また、教員評価は、いじめをはじめとする生徒指導上の課題について、組織的対応の取組として評価されるよう留意する。

## 2 豊岡市いじめ防止基本方針の見直し

この基本方針については、豊岡市いじめ防止対策委員会等において見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年12月 策定

平成29年 3月 改定

平成29年12月 改定